

- ◎ 結婚登記の三つの方法：（一）台湾戸政事務所へ本人が登記しに行く。（二）代理委任状で代理人に登記してもらう。（三）各代表処から戸政事務所に転送してもらう。（一）、（二）の場合、必要書類は直接戸政事務所に確認すること。認証してから 30 日以内に戸政事務所にて手続きをする必要がある。（三）の場合は申請から登記まで約 **1 ヶ月**。必要書類は下記の通り；

日本籍配偶者との結婚手続きについて（本処から転送する場合）

***當事人(夫妻)必須親自來處辦理。/當事者(夫婦)揃って本処にお越し下さい。**

<p>需要填寫資料 (申請書等)</p>	<p>1. 文書證明申請書 2. 駐橫濱分處登記申請書 3. 結婚登記申請書</p>	<p>1. 文書證明申請書 2. 駐橫濱分處登記申請書 3. 結婚登記申請書</p>
<p>需要驗證文件 (認証が必要な書類) 横浜の管轄 神奈川県、 静岡県発行の 戸籍謄本 認証費用 1部につき 2,000円</p>	<p>4. 取用中文姓名聲明書(得以中文 原名取用。應使用國語辭典或辭 源、辭海、康熙字典等字。) 5. 結婚記載之日本戸籍謄(抄)本正本1份+影本2份及中文譯本1份 (請自行翻譯。) *核發日期 <u>3個月</u> 以內。</p>	<p>4. 中文姓名登録聲明書(本名の漢字が台湾で 使用されている文字であれば、そのまま姓 名として登録可。) 5. 結婚記載の日本の戸籍謄(抄)本原本1通+ コピー2通と中文翻譯文1通 (翻譯したものをお持ち下さい。) *発行から <u>3ヶ月</u> 以内のもの。</p>
<p>其他 (その他)</p>	<p>6. 台湾戸籍謄本正本1份+正反面 影本1份(核發日期 <u>3個月</u> 以內。 <u>記事欄要有記載，不可省略。</u>) *在台湾出生者務必提出。 7. 國人需持全姓名印章 8. 已親簽之中華民國護照 (請出示正本+A4大小影本3份) 9. 日本在留卡 (請出示正本+A4大小影本3 份、正反面印在同一面上。) *無在留卡者免附 10. 日籍配偶之護照 (請出示正本+A4大小影本3份) *日籍配偶若無護照者請提出有效 駕照正影本。 11. 同護照相片尺寸照片1張 *請在背面註明姓名。</p>	<p>6. 台湾の戸籍謄本原本1通+両面コピー1通 (発行から <u>3ヶ月</u> 以内で、<u>記事欄の記載</u>があ るもの。) *台湾に戸籍のある方は必ず必要です。 7. 台湾の方のみフルネームの印鑑 8. 中華民國のパスポート (原本提示+A4サイズコピー3通) 9. 在留カード (原本提示+A4サイズコピー3通、表裏が同 一面になるようにコピーして下さい。) *お持ちの方のみ 10. 日本のパスポート (原本提示+A4サイズコピー3通) *パスポートが無い場合のみ、有効期間内の 運転免許証でも可。 11. 台湾の方のみパスポートサイズ写真1枚 *写真裏面に名前を明記して下さい。</p>

以上は参考資料であり、関連法規の改定により予告なしに変更されます。